

特定非営利活動法人日本歯周病学会 優秀臨床ポスター賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第43条の規定により，日本歯周病学会（以下「本学会」という。）学術大会臨床ポスターに発表された臨床症例の中から優れたものを表彰するために優秀臨床ポスター賞（英文名 JSP Excellent Clinical Poster Award）を設け，必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 表彰対象は，本学会当該学術大会に発表され，発表者が選考対象となることを希望する臨床ポスターとする。

(受賞数)

第3条 受賞ポスターは，毎回，最優秀ポスター賞1題，優秀ポスター賞1題を原則とする。

(選考方法)

第4条 受賞ポスターの選考は認定医委員会および専門医委員会で行い，結果を理事会および常任理事会の議を経て，日本歯周病学会会誌に発表する。選考に当たっては別に定める。

(表 彰)

第5条 最優秀ポスター受賞者には賞状と副賞を授与し，受賞者はその症例を日本歯周病学会会誌に受賞後1年以内に投稿する。優秀ポスター受賞者には賞状を授与する。

(受賞ポスター掲示)

第6条 受賞ポスターは，次回開催の学術大会にて再掲する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は理事会の議を経て行う。

附則

- 1 最優秀ポスター賞の副賞はクインテッセンス出版株式会社のスポンサーシップによる“QUINTESSENCE Award”とする。
- 2 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成20年10月18日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は平成23年9月23日に一部改正し施行する。
- 5 この規程は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 6 この規程は平成27年9月12日に一部改正し施行する。
- 7 この規程は平成28年10月6日に一部改正し施行する。
- 8 この規程は令和4年6月2日に一部改正し施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会 優秀臨床ポスター賞施行細則

(趣 旨)

第1条 この施行細則は特定非営利活動法人日本歯周病学会優秀臨床ポスター賞規程（以下、「規程」という）第4条の規定により、受賞ポスターの選考に当たって円滑に運用するために必要な事項を定めたものである。

(選考委員の選出)

第2条 選考委員は認定医委員会委員、専門医委員会委員とする。

(選考方法)

第3条 選考委員は規程第2条に基づく臨床ポスターの 1.着眼点, 2.資料の質, 3.治療法の妥当性, 4.治療の質について4段階で評価し、別に定める採点表および投票用紙に記入し、選考委員の名前を記し、発表当日のポスター撤去までに投票箱に投票する。なお、規程第2条に基づく臨床ポスターが10題を超えた場合、事前審査により10題以下を選出することもできる。

第4条 選考委員は指導等に関与したポスターに対する評価には加わらないこととする。

第5条 得点の高い順に最優秀ポスター賞、優秀ポスター賞を各々選出する。得点が同点の場合は認定医委員会委員長ならびに専門医委員会委員長の協議によって決定する。

(賞 状)

第6条 賞状等の授与は次回の学術大会の認定医・専門医教育講演前に認定医委員会委員長・専門医委員会委員長が1年単位で交互に行う。

第7条 副賞の額は5万円とする。

(学会誌の掲載)

第8条 学会誌の掲載費用は50,000円まで本学会負担とし、それを超える分は本人の負担とする。

附則 1 この細則は平成16年4月1日から施行する。

2 この細則は平成20年10月18日に一部改正し施行する。

3 この細則は平成23年9月23日に一部改正し施行する。

4 この細則は平成24年11月16日に一部改正し施行する。

5 この細則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。

6 この細則は平成27年9月12日に一部改正し施行する。

7 この細則は令和2年5月28日に一部改正し施行する。